

Ⅶ 計画の推進

※ 特定健康診査等実施計画を兼ねる項目

1 計画の公表・周知

策定した計画は、市ホームページでの公表等、被保険者や関係機関に広く周知する。

2 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律等関係法令によるものとする。

3 計画の評価・見直し

(1) 評価



計画に掲げた目標を達成するため、計画的かつ着実に事業が実施されているか、毎年度設定した評価指標に対する達成度を、評価、検証（庁内評価）（評価の観点、下表のとおり）を行い、中間年度の令和8年度の評価結果については、袋井市国民健康保険運営協議会にて審議する。

また、評価は自己評価だけでなく、第三者による客観的な意見を取り入れるため、県国保団体連合会に設置されている大学教授等の有識者で構成された保健事業支援・評価委員会から助言を受けるものとする。

下表

アウトカム評価	実施される事業の成果の目標数値（アウトカム指標）を、達成できたか。
アウトプット評価	実施される事業の結果の目標数値（アウトプット指標）を、達成できたか。
プロセス評価	事業の方法や活動内容が、効果的かつ効率的だったか。
ストラクチャー評価	事業を実施するための仕組みや体制が、適切だったか。



(2) 見直し

この計画をより実効性の高いものとするためには、計画内容を実態に即したより効果的なものに見直す必要があることから、令和8年度の間接評価の結果、必要に応じて見直しを行う。

計画の見直しは、県国保団体連合会による保健事業支援・評価委員会の支援を受けながら、「袋井市国民健康保険保健事業実施計画及び袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定検討会」において検討し、袋井市国民健康保険運営協議会の審議を経て行う。